

令和2（2020）年4月17日

各位

国立大学法人豊橋技術科学大学

本学キャンパス内への立入制限について

平素より本学の運営等にご理解、ご支援いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、愛知県から独自に4月10日「緊急事態宣言」、4月16日「休業協力要請」が、同日に政府から全国を対象に「緊急事態宣言」が発出され、愛知県は特定警戒都道府県に指定されました。

これを受け、本学の教職員及び学生はもとより、地域の皆様、本学へお越しの皆様方の新型コロナウイルスの感染防止及び感染拡大の防止のため、緊急事態宣言実施期間中、原則、本学関係者以外の方の本学キャンパス内立入をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。